

## 刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案要綱

### 一 刑事訴訟法の一部改正

通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分については、別に法律で定めるところによるものとする規定を削ること。（第一条関係）

### 二 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の廃止

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律は、廃止すること。（第二条関係）

### 三 施行期日

この法律は、公布の日の翌日から施行すること。（附則第一条関係）

### 四 経過措置

- 1 この法律の施行前に傍受令状による傍受の処分の着手があった事件については、なお従前の例によるものとする。ただし、裁判官は、この法律の施行後において、当該事件について新たに傍受令状を発し、又はこの法律の施行前に発付された傍受令状に係る傍受ができる期間を延長することはできないものとする。（附則第二条第一項関係）

2 この法律の施行前及び1によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後の電気通信事業者の取扱中に係る通信及び有線電気通信の秘密に関しては、二による廃止前の犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「旧通信傍受法」という。）第三十条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有するものとする。こと。（附則第二条第二項関係）

## 五 国会への報告等

政府は、この法律の施行の日から一年以内に、傍受令状の請求があった事件につき、旧通信傍受法第二十九条に掲げる事項を国会に報告するとともに、公表するものとする。こと。ただし、罪名については、捜査に支障を生ずるおそれがあるときは、その支障がなくなった後においてこれらの措置を執るものとする。こと。（附則第三条関係）

## 六 その他の経過措置の最高裁判所規則への委任

四及び五に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、最高裁判所規則で定めるものとする。こと。（附則第四条関係）